

TAX NEWS LETTER

いつもお世話になっております。

年の瀬も間近になって参りました。

今年も一年、ありがとうございました。どうぞよいお年をお迎え下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 消費税の基本 簡易課税制度とは？
2. 税務カレンダー（2023年1月）
3. インボイス対応IT補助金 迫る最終締切
4. 借り上げ社宅の税金－個人は節税で、会社は変わらない

消費税の基本 簡易課税制度とは？

◆かかったとみなされる仕入れ税額

納める消費税の額は、原則1年間に実際に預かった消費税から、事業者が実際に支払った消費税を差し引いて求めますが、仕入れ先などに支払った消費税を一つずつ計算するのは大変です。簡易課税制度は、中小事業者の納付事務負担に配慮する視点から、事業者の選択により売上に係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

◆事業区分とみなし仕入率

簡単にいうと「売上に係る消費税の何%かを仕入れに係る消費税として計算して良い」という制度です。みなし仕入率は業種によって定められています。

- 第一種 卸売業（みなし仕入率90%）
- 第二種 小売業（みなし仕入率80%）
- 第三種 製造業（みなし仕入率70%）
- 第四種 その他（みなし仕入率60%）
- 第五種 サービス業（みなし仕入率50%）
- 第六種 不動産業（みなし仕入率40%）

簡易課税制度は基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、原則として適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます。

◆インボイス制度と簡易課税選択届出書

インボイス制度は請求書等に登録番号が必要になりますが、簡易課税制度そのものの仕組みは廃止されず、特に変わりません。今まで免税事業者であった中小事業者が移行先に考えるのも簡易課税制度となることが多いでしょう。

インボイス制度開始の令和5年10月1日に向けて、免税事業者が課税事業者になる場合の消費税簡易課税制度選択届出書についても、経過措置が設けられています。選択届出書をインボイスの登録日の属する課税期間中に、その課税期間から簡易課税の適用を受ける旨を記載し提出した場合、その年の初日の前日に届出書を提出したものとみなされて、インボイスの登録日から簡易課税制度が適用されます。

2023年1月の税務

1月10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

1月31日

●支払調書の提出
●源泉徴収票の交付
●固定資産税の償却資産に関する申告
●11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

（1月中において市町村の条例で定める日）

インボイス対応IT補助金 迫る最終締切

インボイス制度への対応に特化したIT導入補助金「デジタル化基盤導入枠」の申込期日が来年1月に迫っています。会計ソフトや受発注ソフト、クラウド利用料などインボイス制度にかかわるITツールの導入費用につき最大350万円の支援が受けられるうえ、採択率は8割超という「大盤振る舞い」の補助金です。

来年10月に始まるインボイス制度では、請求書の入力およびチェック、さらに管理にかかる事務が煩雑になります。これまで処分可能だった3万円未満の請求書や自社が発行した請求書の控えについて原則として保存しなければならなくなり、保存する枚数が物理的に増えるためです。また、新たな請求書の記載内容として、①インボイス発行事業者であることを示す13桁の登録番号、②消費税の軽減税率制度に基づく適用税率、③税率ごとに区分した消費税額——の3つが加わり、チェックにかかる手間も増加します。

インボイス制度に対応したソフトウェアを浸透させることを目的に今年3月に新設されたのがIT導入補助金のデジタル化基盤導入枠です。補助対象が事業者向けITツール全般にわたる通常枠と異なり、デジタル化基盤導入枠では会計ソフトや受発注ソフト、決済ソフト、クラウド利用料といったインボイス制度にかかわるものに限定されているものの、補助率が最大4分の3（通常枠は2分の1）に引き上げられています。また、レジスターや発券機など特定のハードウェアについても補助対象になります。

さらに、採択率が通常枠を大幅に上回っているのも特徴。通常枠における採択率は4～5割程度ですが、デジタル化基盤導入枠では恒常的に8割を超えていて、9割近くに達することもあります。いまだ反対の声の根強いインボイス制度をなんとかして円滑に導入したい国による大盤振る舞いになっている状況がうかがえます。

残された申請のチャンスはわずか1回。最終締め切りは来年1月19日の予定となっています。

借り上げ社宅の税金 – 個人は節税で、会社は変わらない

◆借り上げ社宅制度で個人の税金負担は減る

会社が住宅の賃貸物件を借り上げて従業員等に貸与する「借り上げ社宅」制度を導入すると、通常、その従業員等の税金（所得税・住民税）の負担が減ります。それまで給与としていた額の一部を「借り上げ社宅」費用に充て、その分給与額面を減らす仕組みとなるためです。対象者は給与を減らされても、それまで支払っていた家賃費用を支払わなくてよくなるので困りません。

例) 家賃15万円の社宅で自己負担5万円

従前：給与45万円家賃15万円で残30万円

導入後：給与35万円家賃5万円で残30万円

※給与額面10万円に対する税金負担が減るので手取りは多くなります。

一方、会社側の経費負担は変わりません。

従前：給与45万円の支払い

導入後：給与35万円+家賃15万円-本人負担家賃5万円で45万円の支払い

※厳密には、会社負担の社会保険料等が、給与額面10万円にかかる分、減ります。

◆借り上げ社宅制度導入時に気を付けること

社宅制度には社宅規程の整備が必要です。特定の人だけが経済的利益を享受しないような規程ぶりとしなければなりません。

また、借り上げ社宅は、礼金や更新料、退去時の原状回復費用なども借主である会社負担となります。入居者負担額を決める際は、この諸費用負担の考慮も欠かせません。

◆社宅の適正家賃の計算方法（従業員の場合）

借り上げ社宅の場合、家賃全額が会社負担では、従業員等に対しての給与とみなされ、課税の対象となります。課税されないためには、一定額の家賃（「賃貸料相当額」）を従業員等から徴収する必要があります。賃貸料相当額は（1）から（3）の合計です。

(1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2パーセント

(2) 12円 × (その建物の総床面積 (平方メートル) / 3.3 (平方メートル))

(3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準) × 0.22パーセント

従来、受取家賃は、支払家賃の50%ならよいか、従業員は10~20%の家賃とし、最終手段は、税務調査で正しい家賃を算出してもらえばよいなどいわれてきました。

以前は固定資産税の課税標準額は大家さんに聞くしかありませんでしたが、いまは賃借人も請求できますので、適正家賃の計算ができます。適正家賃の計算をし、給与課税されない金額を決めましょう。

